

パブリックコメント手続の実施について

1. 案件名

南相馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）

2. 案の公表と意見の提出期間

令和7年8月1日（金）～令和7年8月20日（水）

3. 案の公表場所

こども育成課（東庁舎2階）、市民課総合案内窓口、小高区役所市民総合サービス課、鹿島区役所市民総合サービス課、各生涯学習センター（小高・鹿島・原町・太田・大甕・高平・石神・ひがし・ひばり）、市民情報交流センター、各市立幼稚園・保育園・認定こども園、市ホームページ

4. 意見の提出方法

意見提出の書式は自由です。

住所、氏名、電話番号を明記のうえ、こども育成課へ持参するか郵送またはファクス、電子メールなどで提出してください。

（法人又は団体の場合は、名称・所在地及び代表者を明記してください。）

5. 提出された意見の取り扱い等結果の公表予定日

令和7年9月頃を予定しています。

6. 意見の提出・問合せ先

こども未来部こども育成課

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地

電 話：0244-24-5242

ファクス：0244-24-5314

メー ル：kodomoikusei@city.minamisoma.lg.jp

「南相馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）」について（概要）

1 現状と課題

国では、令和 6 年度にこども誰でも通園制度（※ 1）を試行的に実施し、児童福祉法の改正（令和 7 年 4 月 1 日施行）により、令和 7 年度に「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を制度化、令和 8 年度以降は、「乳児等のための支援給付」として本格実施されます。

本市では、令和 6 年度から当該試行的事業（全国 118 自治体）の採択を受け、こども誰でも通園制度を実施し、令和 7 年度についても令和 6 年度同様、公立保育園及び認定こども園を対象として実施しております。

今回、令和 8 年度からの本格実施にあたり、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）」において定められている基準を満たし、市より乳児等通園支援事業の認可を受けた保育園、認定こども園等においても実施することが可能となります。

乳児等通園支援事業が各市町村による認可事業と位置づけられ、私立施設への認可が必要となることから、国が定めた設備運営基準に基づき、各市町村において条例を制定するため、「南相馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）」を制定することについて、ご意見を求めるものです。

（※ 1）：こども誰でも通園制度について

こども誰でも通園制度とは、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、0 歳 6 か月から満 3 歳未満の保育園等に通っていない未就園のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度

2 事業目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方及びライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的として本事業を実施します。

なお、令和 8 年度においては、市が認可する保育園、認定こども園等でも実施可能とした上で、国が定めた設備運営基準に基づき、「南相馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）」を制定し、事業を実施します。

3 事業概要

(1) 事業期間

令和8年4月から開始

(2) 基本的な考え方

①事業内容

利用対象者	0歳6か月～満3歳未満で保育所等に通っていない子ども
対象者の認定	居住する市町村による認定の仕組み (利用者から申請行為が必要)
利用時間	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に利用 (令和7年度は月10時間を上限)
利用料	事業所が直接徴収をすることを想定
利用方法 予約方法	保護者が市窓口等で利用登録後、国が基盤整備する総合支援システム(※2)を活用し予約を行う
実施場所	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点 等

(※2) 各地方公共団体・施設・利用者の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図るため、こども家庭庁においてシステム基盤を整備。



出典：こども家庭庁資料

②条例に定める主な項目

	項目	国が定める基準（※３）		市基準（案）
		一般型（※４）	余裕活用型（※５）	
職員	資格	・保育士 ・その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者	各実施施設の基準に従う	国基準のとおり
	配置基準	・０歳児おおむね３人につき１人 ・１・２歳児おおむね６人につき１人以上 ※半数以上は保育士とする。	各実施施設の基準に従う	
居室設備面積基準	乳児室の面積	０・１歳児１人につき １．６５㎡	各実施施設の基準に従う	０・１歳児１人につき ３．３㎡ 県基準のとおり
	ほふく室の面積	０・１歳児１人につき ３．３㎡	各実施施設の基準に従う	国基準のとおり
	保育室・遊戯室の面積	２歳児１人につき １．９８㎡	各実施施設の基準に従う	
	便所	設けること	各実施施設の基準に従う	
食事	食事提供を行う場	当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。		国基準のとおり

（※３）国が定める基準：乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１号）

（※４）一般型：保育所等の定員とは別に、定員を設定し、児童を受け入れる場合

（※５）余裕活用型：保育所等において定員に達しない場合に定員の範囲内で児童を受け入れる場合

③関連する条例改正等

条 例	概 要
・南相馬市保育園条例 ・南相馬市認定こども園条例	乳児等通園支援事業の実施施設の定めを追加
・南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例	乳児等通園支援事業の利用料の定めを追加

4 パブリックコメント手続にて公表する資料

- ・南相馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に関する資料
(資料1－2)
- ・南相馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(素案)(資料1－3)

5 スケジュール等(予定)

令和7年7月	地域協議会へ報告
8月	パブリックコメント 乳児等通園支援事業についてのニーズ調査
10月	子ども・子育て審議会へパブリックコメント実施結果 の報告
12月	議会上程(条例制定)

【令和8年度以降】

令和8年4月	乳児等通園支援事業本格実施開始 総合支援システム運用開始
--------	---------------------------------

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の
設備及び運営に関する基準(素案)

こども育成課

1. 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の制定について

児童福祉法第34条の15第2項において、乳児等通園支援事業は市町村の認可事業とされており、本市で事業を実施する場合、本市の認可を受ける必要がある。認可の基準は、国の定めた「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)」をもとに、市町村が条例で制定する。

なお、市町村の条例については、この内閣府令が定める従うべき基準と参酌すべき基準の区分に従い、定めることとなる。詳細な運用等に関しては、市町村の定める規則や実施要領等で定めることとなる。

「従うべき基準と参酌すべき基準」

	従うべき基準	参酌すべき基準
法的効果	・「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準 ・条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない。	・「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準 ・条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない。
異なるものを定めることの許容の程度	・法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	・法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容
備考	・「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任がある。 ・基準の範囲を超える場合は、違法となる。ただし、最低基準とされている場合は、上回ることは可能。	・参酌する行為を行ったかどうかについて説明責任がある。 ・参酌する行為を行わなかった場合は、違法となる。

※基準の策定にあつての本市の考え方

①従うべき基準は原則、国に従う。

ただし、認可基準は最低基準とされているため、上回る基準を定めることも可能。

②参酌すべき基準は、本市の状況に応じて変更すべき箇所については、市の方向性を示す。

③従うべき基準のうち、本市の実情に応じて変更すべき箇所については、市の方向性を示す。

2. 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(素案)について

(※従:従うべき基準、参:参酌すべき基準)

(1)総則

※第1条は条例の趣旨、第2条から第4条までは最低基準について示している。

項目	国の示す基準	区分	本市の基準 (案)	本市の考え方
一般原則 (第 5 条)	①利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 ②地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ③自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 ④定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 ⑤事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 ⑥事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
非常災害 (第 6 条)	①軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。 ②少なくとも毎月一回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。 ③地震その他の非常災害に備え、その行う乳児等通園支援事業の利用乳幼児のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。

安全計画の策定等 (第 7 条)	①利用乳幼児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ②職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 ③利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 ④定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。	従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
自動車を運行する場合の所在の確認 (第 8 条)	①利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。 ②利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認を行わなければならない。	従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
職員の一般的条件 (第 9 条)	職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。

職員の知識及び技能の向上等 (第 10 条)	①職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ②職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準 (第 11 条)	事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。	参 ※職員の部分は従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
平等に取り扱う原則 (第 12 条)	利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
虐待等の防止 (第 13 条)	職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
衛生管理等 (第 14 条)	①利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ②事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 ③事業所に、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。

食事 (第 15 条)	食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
内部の規程 (第 16 条)	次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ①乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 ②その提供する乳児等通園支援の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日 ⑤保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥乳児、幼児の区分ごとの利用定員 ⑦乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
帳簿 (第 17 条)	事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
秘密保持等 (第 18 条)	①職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。	従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
苦情への対応 (第 19 条)	①その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ②その行った乳児等通園支援に関し、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。

(2)乳児等通園支援事業

項目		国の示す基準		区分	本市の基準 (案)	本市の考え方
		一般型乳児等通園支援事業	余裕活用型乳児等通園支援事業			
事業の区分 (第 20 条)		右記に該当しないもの	保育所、認定こども園、家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く)を行う事業所において、利用児童が利用定員に満たない場合に、定員の範囲内で受け入れる。	従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
設備基準 (第 21 条 第 25 条)	保育室等	【0～1 歳児】 乳児室 1.65 m ² /人以上 又はほふく室 3.3 m ² /人以上 【2 歳児以上】 保育室又は遊戯室 1.98 m ² /人以上	事業を行う施設(保育所、認定こども園、家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く)を行う事業所)の基準	一般型:参 余裕活用型: 従	福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する条例第45条第2項により、0～1 歳児の乳児室の面積は 3.3 m ² /人以上とする。その他は、国に従う。	0～1 歳児の乳児室の面積については福島県の基準に従う。その他は、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。

	①便所を設けること ②保育室等には必要な用具を備えること。 ③保育室等を 2 階に設ける建物は、以下に掲げる要件に該当すること。 ・耐火建築物又は準耐火建築物 ・定められた常用及び避難用の施設又は設備がそれぞれ設けられていること ・乳幼児の転落防止設備が設けられていること ④保育室等を 3 階以上に設ける建物は、③に掲げる要件及び以下に掲げる要件に該当すること。 ・常用及び避難用の施設又は設備が避難上有効な位置に設けられ、保育室等の各部分からその設備等に至る歩行距離が 30m 以下となるように設けられていること。 ・調理設備を設ける場合には、建築基準法に規定する耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること。 ・壁及び天井の室内の仕上げが不燃材料であること。 ・非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 ・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。	事業を行う施設(保育所、認定こども園、家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く)を行う事業所)の基準	一般型:参 ※調理設備の部分は従 余裕活用型: 従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
	その他				

職員 (第 22 条、第 25 条)	従事者	保育士、事業従事者(研修を修了した者)	事業を行う施設(保育所、認定こども園、家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く)を行う事業所)の基準	従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
	配置	0歳児 3:1以上 1～2歳児 6:1以上 ※従事者のうち、半数以上は、保育士とする。ただし、1 事業所につき、2 人を下回ることはいできない。 ※従事者は、専ら当該事業に従事する者でなければならない。ただし、保育所等と一体的に運営される場合には、緩和措置あり。		従	国に従う	
保育の内容 (第 23 条、第 26 条)	保育所保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。			従	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。
保護者との連絡 (第 24 条、第 26 条)	事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。			参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。

(3)雑則

項目	国の示す基準	区分	本市の基準 (案)	本市の考え方
電磁的記録 (第 27 条)	事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。	参	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はない。

南相馬市条例第 号

南相馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）

目次

第1章 総則（第1条―第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条―第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条・第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、南相馬市附属機関設置条例（平成18年条例第15号）で定める南相馬市子ども・子育て審議会の意見を聴き、乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害対策)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、地震その他の非常災害に備え、利用乳幼児のために物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳

幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

- 第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

- 第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

- 第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

- 第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

- 第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

- 第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

- 第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法

により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類並びに支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当

しないものをいう。

- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第25条第4号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 待避上有効なバルコニー
		3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又は

		これに準ずる設備
		4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 1 0 号を満たすものとする。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 3 0 メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 1 1 2 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止す

る設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下この号及び次号において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）（認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準に係る部分に限る。）
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、これらの規定中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは、「余裕活用型乳児等通園支援事業」と読み替えるものとする。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。